

# 児童扶養手当一部支給停止適用除外について

平成20年4月分の手当から、手当の受給開始から5年経過した等要件に該当する方で、受給資格者やその親族の障がい、疾病等により就労困難な事情がないにもかかわらず、就労意欲がみられない方について手当を一部支給停止(半額減額)にする取り扱いが開始されました。

## 1 手続きが必要な方

養育者以外の児童扶養手当受給者であって、手当の受給から5年経過したとき若しくは手当の支給要件(離婚等)に該当した日から7年経過したときどちらか早く経過した日に該当する方。

※手当の申請日において3歳未満の児童を養育している場合は児童が3歳になった月の翌月から5年経過したとき  
※父子の方は支給要件が平成22年8月1日より前の場合、平成22年8月1日が支給要件に該当した日となります。

## 2 必要な手続きについて

5年経過する(7年経過する)月の2ヶ月前頃に、「児童扶養手当の受給に関する重要なお知らせ」が送付されますので、それをお読みになり、定められた期間内に手続きをする必要があります。「一部支給停止適用除外事由届」とその事由を証明する関係書類をこども家庭課に提出してください。

現在、全部支給停止中の方は5年等経過時の手続きは必要ありませんが、毎年の現況届時には必要となります。

## 3 一部支給停止が適用除外となる事由

一部支給停止が適用除外となる下記の事由に該当する方は、提出期限内に必要な手続きをすれば、一部支給停止はされません。

※一部支給停止が適用除外となる事由に該当しない方は、提出期限内に窓口にご相談ください。

- |   |
|---|
| <input type="radio"/> あなたが就業している。   |
| <input type="radio"/> あなたが求職活動等の自立を図るための活動をしている。                                      |
| <input type="radio"/> あなたが身体上又は精神上的の障害がある。  |
| <input type="radio"/> あなたが負傷又は疾病等により就業することが困難である。                                     |
| <input type="radio"/> あなたの監護する児童又は親族が障害、負傷、疾病、要介護状態等にあり、あなたが介護する必要があるため、就業することが困難である。 |

## 4 手当の受給開始から5年等経過した以後の8月の現況届時について

一部支給停止適用除外事由の届出の手続きが原則として毎年の現況届時に必要となります。

※この届け出を期限内行わなかった場合は手当が半額になりますので、必ず期限内に手続きをして下さい。

やむえず提出が遅れる場合も早めに手続きするようにして下さい。

提出期限を過ぎて提出した場合、提出月以降分から一部支給停止適用除外(半額減額の解除)となります。

担 当

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号  
沖縄市役所 こどものまち推進部 こども家庭課 家庭支援係  
(098)939-1212 (内線3196・3197)